

福島市障がい者移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 福島市障がい者移動支援事業実施要綱(福島市地域生活支援事業に関する条例(平成18年条例第29号)第2条第9号の事業をいう。)以下「事業」という。)は、本市に住所を有する屋外での移動に困難がある在宅で生活している身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)に対し、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立した生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、福島市とする。

2 福島市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、障がい者等の外出時における移動支援とする。

2 前項の外出の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 社会生活を営む上で必要不可欠な外出(官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、本人同伴による生活必需品の買物、冠婚葬祭等への参加をいう。)

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

3 前項の場合において、通勤、営業等の経済活動に係る外出、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でないと認められる外出、通学、通所等通年かつ長期にわたる外出、宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動のための外出については、原則として対象外とする。ただし、通学並びに施設及び作業所への通所のための利用であって、保護者の出産、病気等やむを得ない事情で一時的に必要となった場合を除く。

4 1回の外出は0時から24時の範囲内で算定し、日を跨いでの算定はしない。ただし、宿泊を伴う外出のために事業を利用する場合、事業者の用務が日を跨ぐことがなければ同一行程での複数回利用を認める。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、福祉事務所長が外出時に支援が必要と認めたものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)における重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護の対象者を除く。

(1) 障害者総合支援法第76条に規定する補装具費の支給を受けている者のうち、車いすの支給を受けている者。

(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき療育手帳の交付を受けている者。

(3) 精神保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害者総合支援法第21条に規定する障害支援区分の認定を受けている者で、福島市介護給付費等支給基準における「居宅介護通院等介助(身体介護を伴う)」の判定基準を満たす者。

(4) 特定疾患医療受給者証又は医師の診断書の提示があり、かつ(1)から(3)に準じる18歳以上の者。

(5) 上記(1)~(4)に準じる児童。

2 介護加算の対象者は、外出の際の排泄、食事に常に介助が必要な者とし、

基準は福祉事務所長が別に定める。

(利用等の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、福島市障がい福祉サービス等利用者負担額算定等に関する要綱第5条第2項に定める、地域生活支援事業支給申請書 兼 利用者負担額減額・免除申請書（様式第4号その4）を福祉事務所長に提出するものとする。

2 申請者は、支給内容を変更又は廃止する場合は地域生活支援事業支給内容変更（廃止）申請書（様式第4号その4の2）を福祉事務所長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第6条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定したときは、支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により申請者に通知するとともに、承認をした障がい者等を移動支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の認定期間及び更新申請)

第7条 前条の規定による承認の決定の認定期間は、その承認を行った日から起算して1年以内の期間とする。

2 前項の規定により承認の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日の1月前から前日までに第5条の申請を行わなければならない。

(住所等の変更)

第8条 利用者は、住所等を変更した場合は、申請内容変更届出書（地域生活支援）（様式第4号その4の3）により速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第9条 福祉事務所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項各号に定める事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用承認の決定を受けた場合
- (3) その他福祉事務所長が利用を不適切と認めた場合

(利用の方法)

第10条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、第6条に規定する決定通知書を事業者に提示し、その事業者に直接依頼するものとする。

(利用料等)

第11条 利用者は、利用料として次の表1に掲げる金額を事業者に支払うものとする。ただし、利用者のうち日常生活及び社会生活を営むために恒常的な医療行為（別表1に該当するもの）を受けることが不可欠である障がい児（以下「医療的ケア児」という。）であって、看護師から移動支援を受けた場合については、医療行為の有無に関わらず表2に掲げる金額を事業者に支払うものとする。また、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可車両及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の許可車両の使用並びに有料道路及び有料駐車場の使用をしたときは、利用料とは別にその使用に係る実費を負担しなければならない。

- 2 事業者は、医療的ケア児に対して前項に定める医療行為の伴う移動支援を行う場合、看護師を配置しなければならない。

表1

時 間	負 担 金 (円)	介 護 加 算 (円)
0.5	110	110
1	220	
1.5	330	
2	440	
2.5	550	
3	660	

利用者負担額は以降 30 分おきに 110 円加算。また、介護加算の対象者は、3時間を超える毎に 110 円加算される。

表2

時 間	負 担 金 (円)	介 護 加 算 (円)
0.5	150	110
1	300	
1.5	450	
2	600	
2.5	750	
3	900	

利用者負担額は以降 30 分おきに 150 円加算。また、介護加算の対象者は、3時間を超える毎に 110 円加算される。

(費用の請求)

第12条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の費用の請求は、次に掲げる費用の額から第11条に規定する利用者負担金を差し引いた金額を、事業者に対して支払うものとする。

- (1) 基本事業の単位については次の表のとおりとする。

基本事業単位 (1回あたり)

時 間	算定単位数 (円)	介 護 加 算 (円)
0.5	1,100	1,100
1	2,200	
1.5	3,300	
2	4,400	
2.5	5,500	
3	6,600	

医療的ケア児

時 間	算定単位数 (円)	介 護 加 算 (円)
0.5	1,500	1,100
1	3,000	
1.5	4,500	
2	6,000	
2.5	7,500	
3	9,000	

算定単位数は以降30分おきに1,100円(医療的ケア児の場合は1,500円。)加算。また、介護加算の対象者は、3時間を超える毎に1,100円加算される。

(2) 事業者は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、福祉事務所長に対し当該月に係る費用の額を一括して請求するものとする。

(3) 福祉事務所長は、前項の請求があった日の翌月末日までに内容を確認のうえ費用の額を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

番号	項目
①	レスピレーター管理
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	喀痰吸引
⑥	ネブライザー
⑦	経管栄養
⑧	I V H
⑨	皮下注射
⑩	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）
⑪	継続する透析（血液透析、腹膜灌流を含む。）
⑫	定期導尿
⑬	排便管理（人工肛門によるもの。）
⑭	痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置
⑮	その他日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為